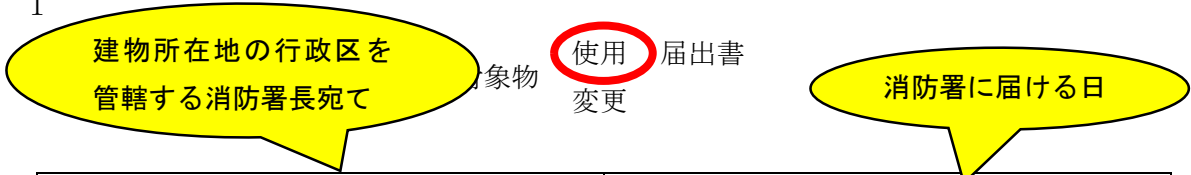


第5号様式（第10条関係）

1



(宛先) 京都市 中京 消防署長	令和 6 年 4 月 1 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 電話 ×××-××××

第1項の規定により防火対象物の使用を開始する
 京都市火災予防条例第55条 第2項の規定により対象防火対象物となった の
 第3項の規定により届け出た事項を変更する
 届け出ます。

電話番号が未定
の場合は空白

防火対象物	所在地	中京区西堀川通御池下る堀川町51番地 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
	名称	中京ビル
	用途	消防法施行令別表第1 (16) 項 イ
防火管理者の職及び氏名		総務部長 □□ □□
全従業者数		10 人
防火対象物の使用の開始の予定年月日 (届け出た事項の変更にあつては、変更の予定年月日)		令和6年4月10日

注 該当する□には、レ印を記入してください。

防火対象物棟別概要

棟の名称	中京ビル		用途	消防法施行令別表第1(16)項イ				
			工事着手年月日	令和5年4月1日				
			使用開始年月日	令和6年4月10日				
主要構造部	構造		<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他()					
			<input checked="" type="checkbox"/> 耐火構造(特定主要構造部のみが耐火構造であるものを含む。) (防火上及び避難上支障がない部分の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)					
			<input type="checkbox"/> 準耐火構造(準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものを含む。) <input type="checkbox"/> その他					
工事種別			<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 平方メートル <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他 (増築の場合は、増築した分の床面積を記入してください。)					
延べ面積 (各階床面積の合計)	2,250平方メートル							
階名	1階	2階	3階	4階	5階	階	階	
床面積	450平方メートル	450平方メートル	450平方メートル	450平方メートル	450平方メートル	平方メートル	平方メートル	
収容人員	60人	20人	8人	4人	8人	人	人	
危険物、指定可燃物又は核燃料物質等の品名、貯蔵量又は取扱量及び倍数	収容人員の欄は、消防法施行規則第1条の3の規定により算定した人員を記載(添付の算定例を参照)							
設置されている消防用設備等にチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 大型消火器 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等() <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input checked="" type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災警報器 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 設置されている <input type="checkbox"/> 非常警報器具・非常警報設備(放送設備) <input checked="" type="checkbox"/> 避難器具 <input checked="" type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input checked="" type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> 無線通信補助設備 <input type="checkbox"/> 特定小規模施設用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> パッケージ型消火設備 <input type="checkbox"/> パッケージ型自動消火設備 <input type="checkbox"/> その他()							
設置されている一覧にない設備は、その他にチェックして()に記載								

注1 2以上の棟がある場合は、棟ごとに作成してください。

2 該当する□には、レ印を記入してください。

3 「特定主要構造部」とは、建築基準法第2条第9号の「特定主要構造部」をいいます。

4 「防火上及び避難上支障がない部分」とは、主要構造部及び避難上支障がないものとして建築基準法施行令第108条第5号に規定する部分をいいます。

5 防火対象物の付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を添付してください。

6 5の各階平面図とは、次に掲げる事項を記載してください。

(1) 各居室等の用途(事務所、厨房、客室、病室、更衣室、倉庫等)

(2) 消防法施行令第8条の区画及び消防用設備等の免除区画

(3) 防火区画及び階段の種別(避難階段、特別避難階段等)

(4) 消防用設備等の設置及び火気設備等の離隔距離の免除

(5) 消防用設備等の位置(消火器、簡易消火用具、自動火災報知設備の受信機、避難器具、誘導灯、消防隊が使用する送水口及び放水口並びに非常用出入口)

添付の「平面図記載例」を参照

添付の「付近見取図例」を参照

添付の【補足】を参照

設置されている消防用設備等にチェック

設置されている一覧にない設備は、その他にチェックして()に記載

【補足】主要構造部欄の耐火構造について

・「特定主要構造部」とは、建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部（防火上及び避難上支障がない部分以外）をいいます。

・「防火上及び避難上支障がない部分」とは、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建築基準法施行令第108条の3に規定する部分をいいます。

（例）主要構造部を全て耐火構造とし、防火上及び避難上支障がない部分がない場合

耐火構造（特定主要構造部のみが耐火構造であるものを含む。）

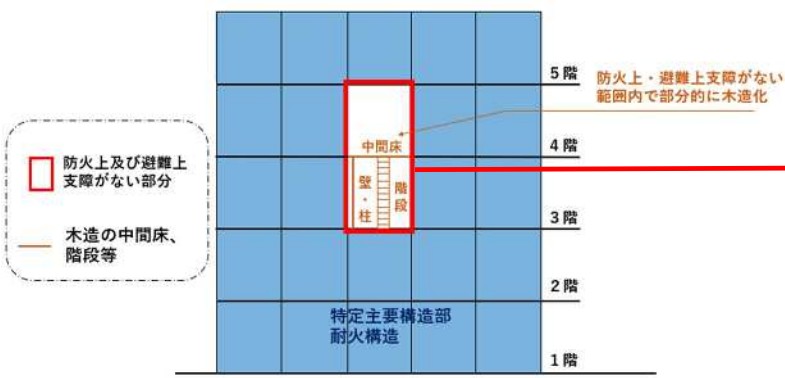
（防火上及び避難上支障がない部分の有無 有 無）

<建築基準法施行令第108条の3の規定について>

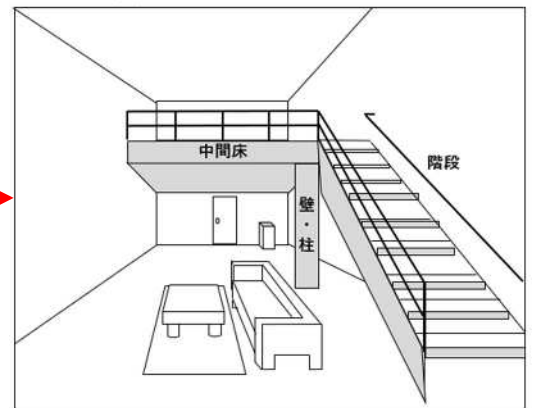
○延焼防止関係

耐火建築物の主要構造部を部分的に木造化する場合は、当該部分を高い耐火性能の壁、床等で区画し、当該区画外や周囲の建築物への延焼を有効に防止する必要がある。

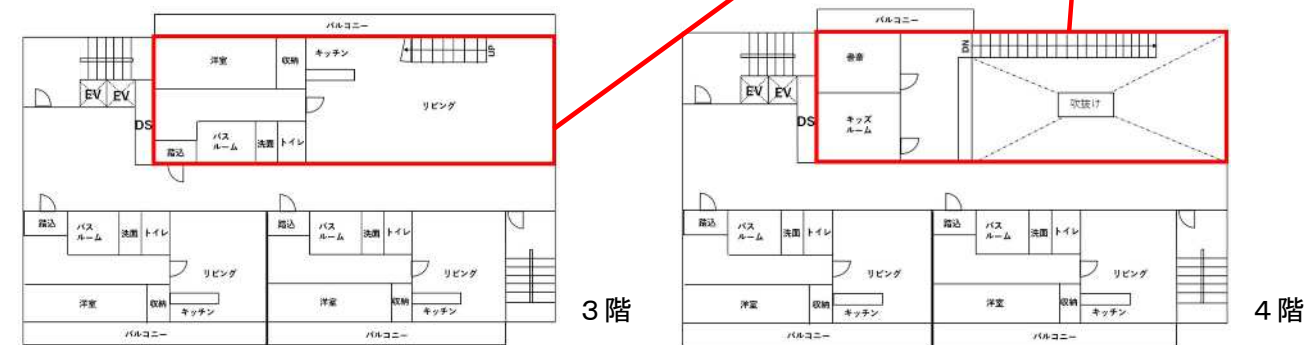
【立面図】防火上及び避難上支障がない部分



中間階のメゾネット住戸イメージ図



【平面図】防火上及び避難上支障がない部分



○避難関係

部分的に木造化された主要構造部のある区画が、避難の用に供する廊下その他の通路の一部にある場合、図2のように火災時に当該通路を経由することなく地上まで避難できる必要がある。

図1

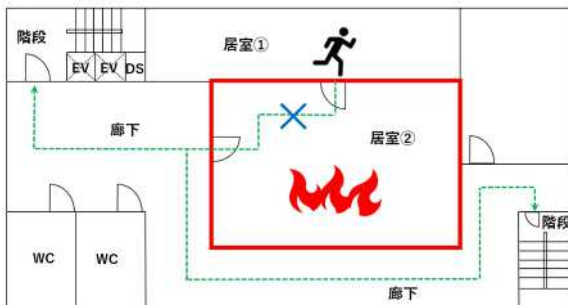
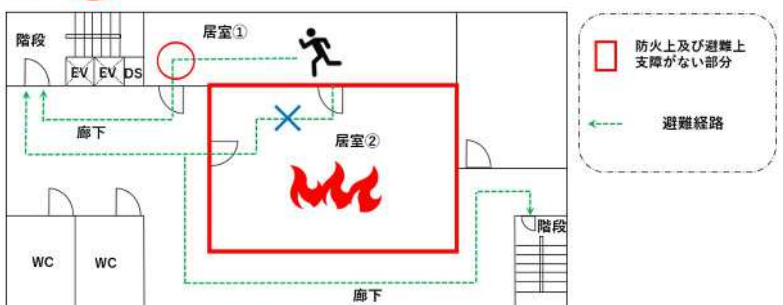
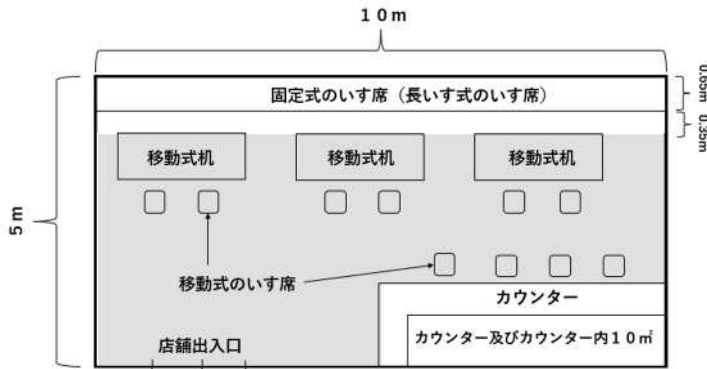


図2



【収容人員の算定方法（例）】

● 飲食店の場合（従業員3人想定）



- 従業員数（3人）
- 固定式のいす席を設ける部分（20人）
長いす式のいす席幅（10m）を0.5mで除して得た数
- その他の部分（10人）
客席部分（網掛け部分）を3m²で除して得た数

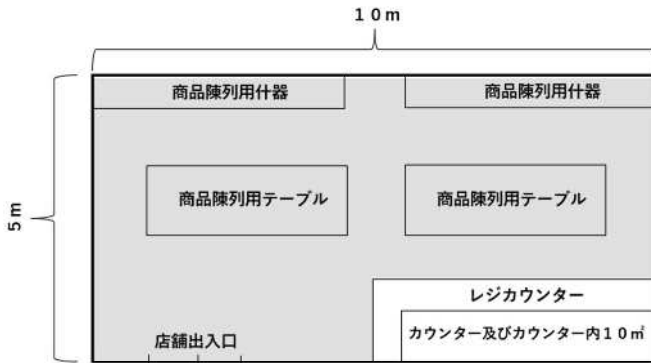
①テナント全体	⇒10m×5m=50 m ²
②固定式のいす席を設ける部分	⇒10m×(0.65m+0.35m) =10 m ²
③カウンター及びカウンター内	⇒10 m ²
④客席部分（網掛け部分）	⇒①-②-③=30 m ²
	30 m ² ÷3 m ² =10人

※ 1未満の端数は切り捨てて算定してください。

合計 3人+20人+10人=33人

※ 固定式のいす席を設ける部分（長いす式のいす席の場合）とは？ ⇒ 長いす式のいす席に着席した者が専有する部分（当該例示の場合：長いす式のいす席+当該いす席の座面端から0.35m部分）

● 物品販売店舗の場合（従業員3人想定）



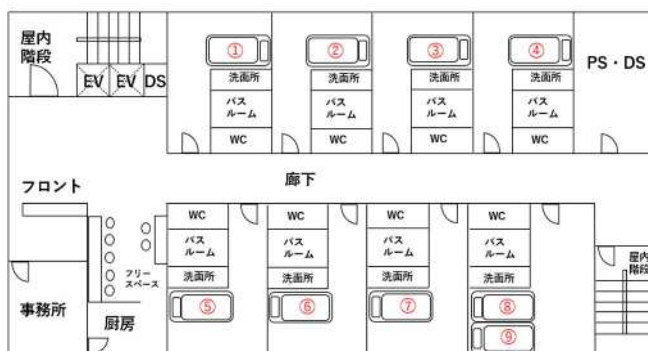
- 従業員（3人）
- 売り場部分（10人）
売り場部分（網掛け部分）を4m²で除して得た数

①テナント全体	⇒10m×5m=50 m ²
②カウンター及びカウンター内	⇒10 m ²
③売り場部分（網掛け部分）	⇒①-②=40 m ²
	40 m ² ÷4 m ² =10人

※ 1未満の端数は切り捨てて算定してください。

合計 3人+10人=13人

● ホテル及び宿泊所の場合（従業員3人想定）



- 従業員（3人）
- シングルベッド数（9人）

合計 3人 + 9人 = 12人

※ ベッドの仕様により、算出方法が異なる場合があります。
 ※ 和室の場合、算出方法が異なります。
 ※ 食堂等を算出に含む場合があります。

付近見取図

N

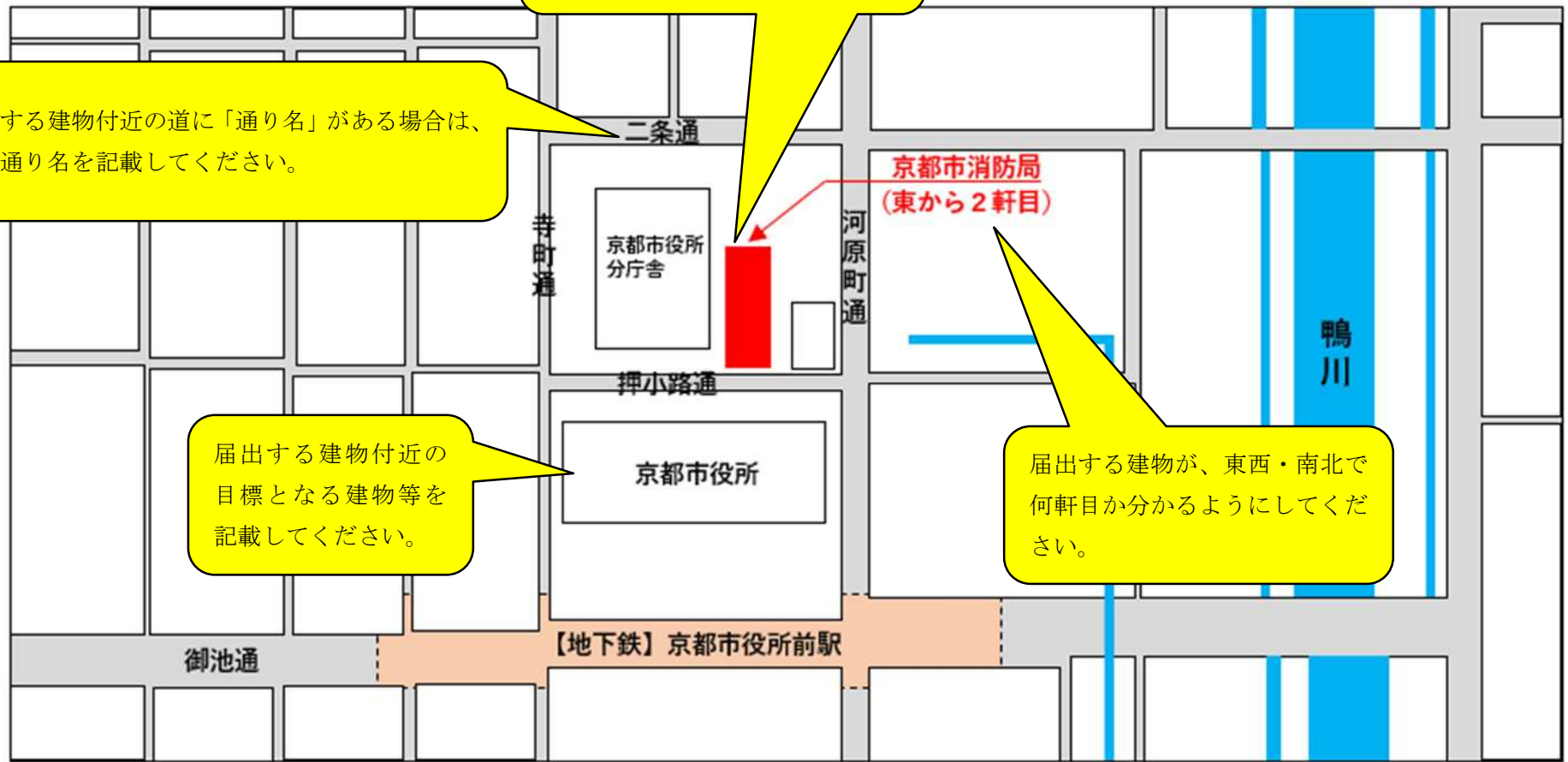
方位を記載してください。

届出する建物は、色マーカー等で明示してください。

届出する建物付近の道に「通り名」がある場合は、その通り名を記載してください。

届出する建物付近の目標となる建物等を記載してください。

届出する建物が、東西・南北で何軒目か分かるようにしてください。



二条通

寺町通

押小路通

河原町通

鴨川

御池通

【地下鉄】京都市役所前駅

京都市役所
分庁舎

京都市役所

京都市消防局
(東から2軒目)

【平面図記載例（新築の場合）】

階段の種別（屋内・屋外、避難階段、特別避難階段 等）を記載してください。

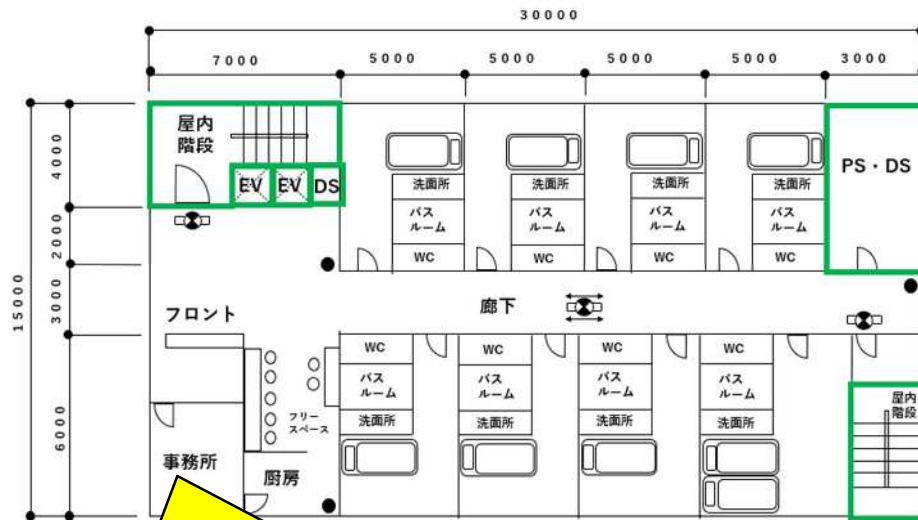
建物規模、面積が分かるように寸法を記載してください。

消防用設備等の配置が分かるように記載してください。
（記号に指定はありません 消 誘 など）

方位を記載してください。

各種区画をマーカー等で明示してください

階数を記載してください。



1階

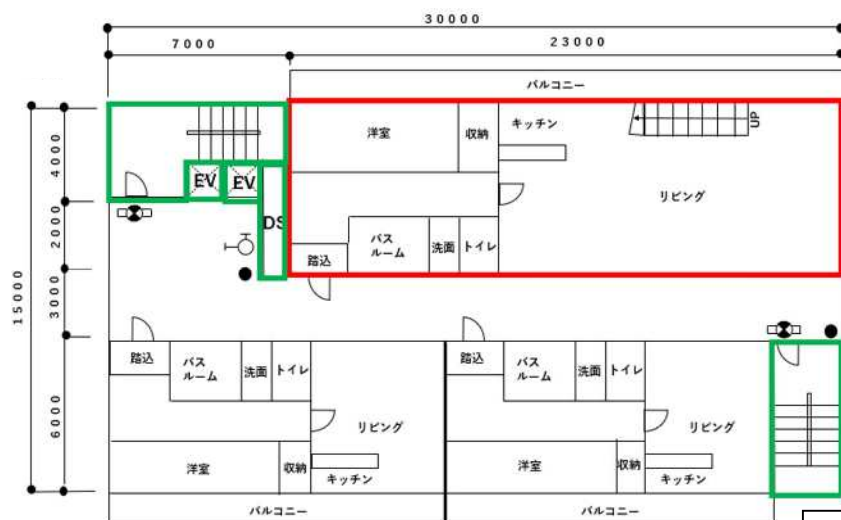
2階

室等の用途を記載してください。

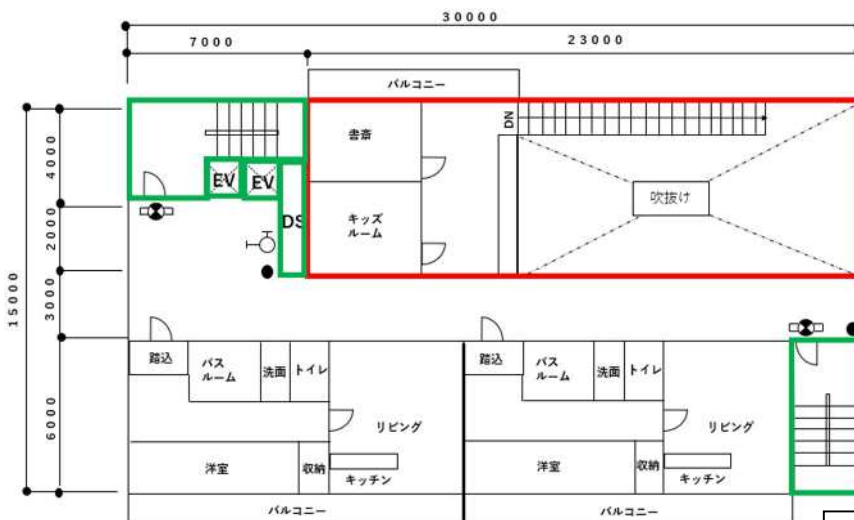
消防の用に供する設備等の記号の凡例を記載してください。
（凡例記号に指定はありません 消 誘 など）

記号	内容
●	消火器
⊠	自動火災報知設備の受信機
逃	避難器具
○	誘導灯
○	連結送水管の送水口
○	連結送水管の放水口
▼	非常用進入口
—	防火区画（たて穴区画・面積区画）
—	免除等の区画（令8区画・屋内消火栓免除区画 等）
—	防火上及び避難上支障がない部分

【平面図記載例（新築の場合）】



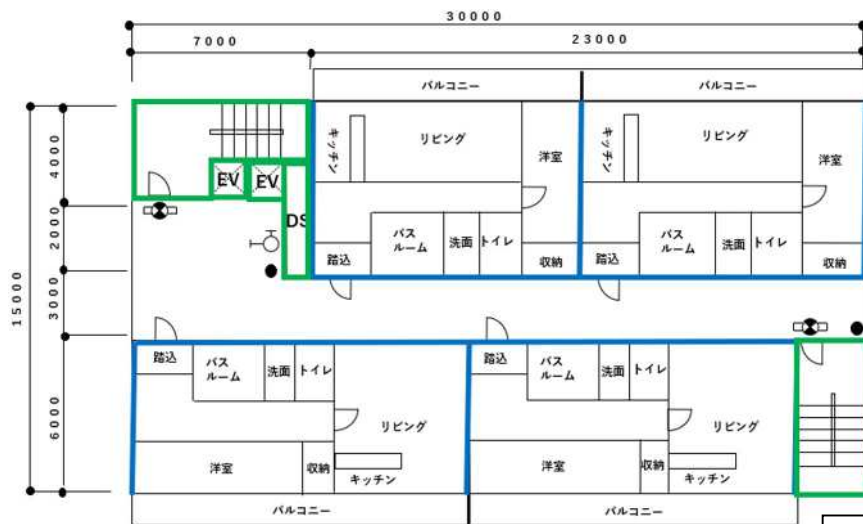
3階



4階

各階の図面を添付してください。

(各図面は、確認申請図書の図面を利用して添付をしてもかまいません。)



5階

記号	内容
●	消火器
☒	自動火災報知設備の受信機
遊	遊離器具
☎	誘導灯
⌊	連結送水管の送水口
⌋	連結送水管の放水口
▼	非常用進入口
— (green)	防火区画（たて穴区画・面横区画）
— (blue)	免除等の区画（令8区画・屋内消火栓免除区画等）
— (red)	防火上及び避難上支障がない部分